

労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号）

改正案	現行
<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。次条第八号において同じ。）</p> <p>九 沖縄振興開発金融公庫（削る）</p> <p>十～十六（略）</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 資金移動業者（削る）</p> <p>九～十三（略）</p>	<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>七の二 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。次条第七号の二において同じ。）</p> <p>八 沖縄振興開発金融公庫</p> <p>九 独立行政法人勤労者退職金共済機構</p> <p>十～十六（略）</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>七の二 資金移動業者</p> <p>八 独立行政法人勤労者退職金共済機構</p> <p>九～十三（略）</p>